

雇用保険を
受給中の
皆さまへ

面接や教育訓練などで保育等サービスを利用した場合に
費用の一部が支給されます（平成29年1月～）

「求職活動関係役務利用費」のご案内

「求職活動関係役務利用費」とは、雇用保険の受給資格者等※¹が、平成29年1月以降に、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービス※²を利用した場合、そのサービス利用のために負担した費用※³の一部が支給される制度です。

※1 受給資格者等：基本手当の受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者

※2 保育等サービス：認可保育所の保育、認可幼稚園の保育、認定子ども園の保育、一時預かり事業等

※3 費用：保育等サービス実施者に対して支払った利用料として、保育等サービス実施者が証明する額(税込)

支給の要件

○ 以下の条件を全て満たす場合に、「求職活動関係役務利用費」の支給が受けられます。

1 支給対象となる方

保育等サービスを利用した日において受給資格者等（上記 ※1）である方。

受給資格者等である期間

- ・「基本手当の受給資格者」の場合 ⇒ 受給資格決定日から、最後の認定日（支給終了日）または受給期間満了日のどちらか早い日まで
- ・「高年齢受給資格者」の場合 ⇒ 離職日の翌日から1年間
- ・「特例受給資格者」の場合 ⇒ 離職日の翌日から6か月間

※いずれも、受給資格の決定手続きを行っている方に限ります。また、受給資格の決定手続き以後に就職等した場合は、上記期間内であっても受給資格者等には該当しません。

2 支給対象となる「面接等」と「教育訓練」

対象となる 面接等

支給の対象となる面接等とは「①求人者との面接」のほか、「②筆記試験の受験」、「③ハローワークや許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談・職業紹介等」、「④公的機関等が行う求職活動に関する指導」、「⑤個別相談が可能な企業説明会等」をいいます。いずれも、失業認定における求職活動に該当する活動であることが条件です。

対象となる 教育訓練

支給の対象となる教育訓練の受講とは、「①ハローワークの指示・推薦による公共職業訓練等の受講」、「②就職支援計画に基づく求職者支援訓練の受講」、「③ハローワークの指導による各種養成施設への入校」、「④教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等の受講」をいいます。

3 支給対象となる子

保育等サービスを受けるにあたって、その保育の対象となる子とは、「①法律上の親子関係に基づく子（実子の他養子も含む。）」、「②特別養子縁組を成立させるために監護を受けている者」、「③養子縁組里親に委託されている者、養育里親に委託されている者」をいいます。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク 所在地

検索

支給額・算出方法等

1 支給額

保育等サービス利用のために本人が負担した費用（保育等サービス利用費）の**80%**を支給します（**1日あたりの支給上限額6,400円**）。

【計算式】 1日あたりの保育等サービス利用費（上限額8,000円）× 80%

2 保育等サービス利用費の算出方法

日払いの場合

面接等、または教育訓練を受けた日に要した、保育等サービスの利用費を1日単位で申請してください（上限額8,000円）。

【例】 利用費が、A日=4,000円、B日=7,000円、C日=9,000円の場合
申請額は、A日=4,000円、B日=7,000円、C日=8,000円

※ C日は上限額（8,000円）を超えるため、8,000円が申請額となります。

月額の場合

『月額費用 ÷ その月の暦日数 × 面接等や教育訓練を受けた日数』
で算出した額を申請してください。

【例】 4月に面接等を6日受け、月額60,000円の利用費を支払った場合
 $60,000円 \div 30日 \times 6日 = 12,000円$ （保育等サービス利用費）

3 支給対象となる上限日数 ※それぞれ下記の日数に達するまでは支給対象となります。

面接等をした日

支給の上限
15日

訓練を受講した日

支給の上限
60日

受給の手続き

支給申請書等の提出

「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」に、下の必要書類を添えて、失業の認定日に住居所管轄のハローワークへ提出してください。

※ ただし、ハローワークの指示により公共職業訓練等を受講する受給資格者（公共職業訓練等の実施施設を經由して失業の認定を受けることを希望する方に限ります。）は、失業の認定の対象となる月分について、翌暦月中に提出を行う必要があります。

※ 高齢受給資格者、特例受給資格者または日雇受給資格者が申請する場合は、保育等サービスを利用した日の翌日から4か月以内が申請期間となります。

必要書類

- ① 受給資格者証等
- ② 保育等サービス事業者が発行する保育等サービス費用に係る領収書
- ③ 保育等サービス事業者が発行する「保育等サービス利用証明書」
- ④ 保育等サービス事業者が発行する「返還金明細書」（領収書を発行後、利用料の値引き等により、保育等サービス利用費の一部が返還された場合に限り。）
- ⑤ 事業主の証明を受けた「面接証明書」等の求人者との面接等を行ったことを証明する書類（求人者と面接等を行った場合に限り。）
- ⑥ 訓練実施者の証明を受けた「教育訓練受講証明書」等の訓練を受講したことを証明する書類（教育訓練を受講した場合に限り。）
- ⑦ 対象となる子の氏名、本人との続柄を確認できる住民票記載事項証明書等
- ⑧ 保育等サービス利用費について、地方公共団体等の第3者から補助を受けた場合は、その額を証明する書類

雇用保険を
受給中の
皆さまへ

ハローワークの指導で1か月未満の教育訓練を修了した場合に
訓練費用の一部が支給されます（平成29年1月～）

「短期訓練受講費」のご案内

「短期訓練受講費」とは、雇用保険の受給資格者等※¹が、平成29年1月以降に、ハローワークの職業指導により再就職のために1か月未満の教育訓練※²を受け、訓練を修了した場合に、支払った教育訓練経費※³の**2割（上限10万円、下限なし）**が支給される制度です。

※1 **受給資格者等**：基本手当の受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者

※2 **教育訓練**：支給の対象となる教育訓練には要件があります。下の囲み内をご参照ください。

※3 **教育訓練経費**：入学科（入学金または登録料）と受講料で、教育訓練施設が証明する額

支給の要件

○ 以下の条件を全て満たす場合に、「短期訓練受講費」の支給が受けられます。

1 支給対象となる方

- ① 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導（以下「受講指導」）を受けていること。
- ② 受講指導を受ける日において、受給資格者等であること。

受給資格者等である期間

- ・「基本手当の受給資格者」の場合 ⇒ 受給資格決定日から、最後の認定日（支給終了日）または受給期間満了日のどちらか早い日まで
- ・「高年齢受給資格者」の場合 ⇒ 離職日の翌日から1年間
- ・「特例受給資格者」の場合 ⇒ 離職日の翌日から6か月間

※いずれも、受給資格の決定手続きを行っている方に限ります。また、受給資格の決定手続き以後に就職等した場合は、上記期間内であっても受給資格者等には該当しません。

2 支給対象となる教育訓練

- ① 一般教育訓練給付の対象講座を実施している教育訓練実施者が実施していること。
- ② 公的職業資格の取得を目標とする1か月未満の教育訓練（※）であること。
（※）資格または試験であって、国もしくは地方公共団体、または国から委託を受けた機関が法令に基づいて実施するもの。【例】運転免許、フォークリフト運転技能講習、介護職員初任者研修、等
- ③ 一般教育訓練給付の対象講座として指定されていないこと。
※ただし、一般教育訓練給付の講座指定を受けている訓練を受講する場合であっても、受講開始日において一定の雇用保険の被保険期間等がない等の理由で、一般教育訓練給付の受給ができない方は、「短期訓練受講費」の支給対象となります。
- ④ 教育訓練の開始時期、内容、対象者、目標および修了基準が明確であり、教育訓練の実施者が、その訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク 所在地

検索

受給の手続き

《受講開始前に行う手続き》

短期訓練の受講を希望する場合は、必ず受講開始前に、以下①～③の手続きを行った上で、教育訓練を受講する必要があります

① 「短期訓練受講費支給要件照会票」の提出

受給資格があることを確認するため、住居所管轄のハローワークの雇用保険窓口へ、教育訓練実施者の証明を受けた「短期訓練受講費支給要件照会票」を提出します。

※「短期訓練受講費支給要件照会票」は、ハローワークの雇用保険窓口で交付しています。

② 「短期訓練受講費支給要件回答書」の受理

住居所管轄のハローワークから交付された「短期訓練受講費支給要件回答書」に「支給要件を満たしています。」と記載されていた場合のみ③の受講指導を受けられます。

③ ハローワークによる受講指導

住居所管轄のハローワークの職業相談窓口「短期訓練受講費支給要件回答書」を持参し、受講指導を受けます。ハローワークでは、教育訓練の受講が再就職のために必要かどうかを確認し、「短期訓練受講指導書」を交付します。

訓練の受講

《受講修了後に行う手続き》

④ 支給申請書等の提出

「求職活動支援費（短期訓練受講費）支給申請書」に下記の必要書類を添えて、**教育訓練の修了日の翌日から1か月以内に**、住居所管轄のハローワークへ提出してください。

必要書類

- ① 雇用保険受給資格者証等
- ② 教育訓練実施者が発行する「教育訓練修了証明書（短期訓練受講費）」
- ③ 教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る「領収書」
- ④ 教育訓練経費等確認書（短期訓練受講費）
- ⑤ 教育訓練実施者が発行する「返還金明細書（短期訓練受講費）」
（領収書を発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が返還された場合に限りです。）
- ⑥ 受講指導を行ったハローワークが発行する「短期訓練受講指導書」

ご注意ください！

◆ 「支給対象となる教育訓練－③」一般教育訓練給付の講座指定を受けている講座受講について

ハローワークによる受講指導時において、一般教育訓練給付の受給ができないため「短期訓練受講費」の支給対象となった場合でも、受講指導後に就職等をして雇用保険の被保険者資格が変わり、一般教育訓練給付金の支給要件を満たした場合は、「短期訓練受講費」の支給対象とはなりません。

◆ 「受給の手続き－②」短期訓練受講費支給要件回答書について

短期訓練受講費支給要件回答書に「支給要件を満たしています。」と記載があったとしても、ハローワークによる受講指導時において就職等している場合は、受給資格者には該当しないため、「短期訓練受講費」の支給対象とはなりません。